（福島県条例第８９号）

福島県高精度測位システム使用料条例

（目的）

第一条　福島県が農業その他の産業の振興のために設置する福島県高精度測位システムを使用しようとする者から、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。

（定義）

第二条　この条例において「高精度測位システム」とは、既存の衛星測位（人工衛星から発射される信号を用いてする位置の決定及び当該決定に係る時刻に関する情報の取得並びにこれらに関連付けられた移動の経路等の情報の取得をいう。以下この項において同じ。）よりも高精度な測位を行うための補正情報（衛星測位により取得した情報を補正するための情報をいう。）を提供するシステムをいう。

２　この条例において「ライセンス」とは、福島県高精度測位システムを使用する権利を識別する符号をいう。

（使用の承認）

第三条　福島県高精度測位システムを使用しようとする者は、当該使用に係るライセンスごとに、知事の承認を受けなければならない。

２　前項の承認は、年度ごとに受けなければならないものとする。

３　知事は、福島県高精度測位システムの使用が適当でないと認めるときは、第一項の承認をしないことができる。

４　知事は、第一項の承認に福島県高精度測位システムの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

５　第一項、第三項及び前項の規定は、第一項の承認を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

（使用料）

第四条　前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、福島県高精度測位システム使用料を納めなければならない。

２　福島県高精度測位システム使用料の額は、ライセンス一件につき二万円とする。ただし、同一の使用者が複数のライセンスの交付を受ける場合は、二件目以降のライセンスに係る使用料の額は、ライセンス一件につき一万円とする。

（使用料の免除）

第五条　知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料不返還の原則）
第六条　既に納めた使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない場合として規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（システムの一時停止）
第七条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、福島県高精度測位システムの提供を一時的に停止するものとする。
　一　災害その他の事故により福島県高精度測位システムが使用できなくなったとき。
　二　工事その他の福島県高精度測位システムの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

（権利譲渡等の禁止）
第八条　使用者は、ライセンスを譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

（承認の取消し等）
第九条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第三条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は福島県高精度測位システムの使用を停止することができる。
　一　偽りその他不正な手段により第三条第一項の承認を受けた者
　二　福島県高精度測位システムの使用が適当でないと認められる者
　三　第三条第四項の条件に違反した者
　四　第四条第一項の規定による使用料を納入しない者
　五　前条の規定に違反した者
　六　この条例に基づく規則の規定に違反した者

（規則への委任）
第十条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。
２　第三条第一項の知事の承認に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。